

令和 7 年度 先端的服务の開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（内閣府）について

内閣府の令和 7 年度先端的服务の開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業（以下「調査事業」）（※）に、茅野市をフィールドとした以下の 2 事業が採択されました。

（※）調査事業とは

- ・ スーパーシティ、デジタル田園健康特区、連携“絆”特区、金融・資産運用特区において、民間事業者等が行う先端的服务やデータ連携等の社会実装に向けた事業。
- ・ 民間事業者等からの提案を受けて、国が実施事業を決定。採択された事業を提案した民間事業者等は、国からの委託を受けて事業を実施。
- ・ 民間事業者が国に事業提案する際は、事業実施のフィールドとなる自治体の同意が必要。

《採択された事業》

1 心不全患者の再入院予防のための遠隔看護の普及に向けた調査

【実施事業者】

（代表者）一般社団法人コミュニティヘルス研究機構

（構成員）組合立諏訪中央病院、エルシーブイ株式会社、ワイズマン株式会社、
東京海上ディーアール株式会社

2 大型ドローンでの山岳エリアの物資輸送サービス構築に向けた調査

【実施事業者】

（代表者）株式会社トラジェクトリー

（構成員）森ビル株式会社、HMK Nexus 株式会社

※各調査事業の詳細は 2 ページ目以降参照

（問合せ先）

担 当 企画部 DX 推進課地域 DX 推進係

（課長）牛山 （担当）小田島、野沢

電 話 0266-72-2101 内線 245

電子メール dx@city.chino.lg.jp

1 心不全患者の再入院予防のための遠隔看護の普及に向けた調査

①事業概要

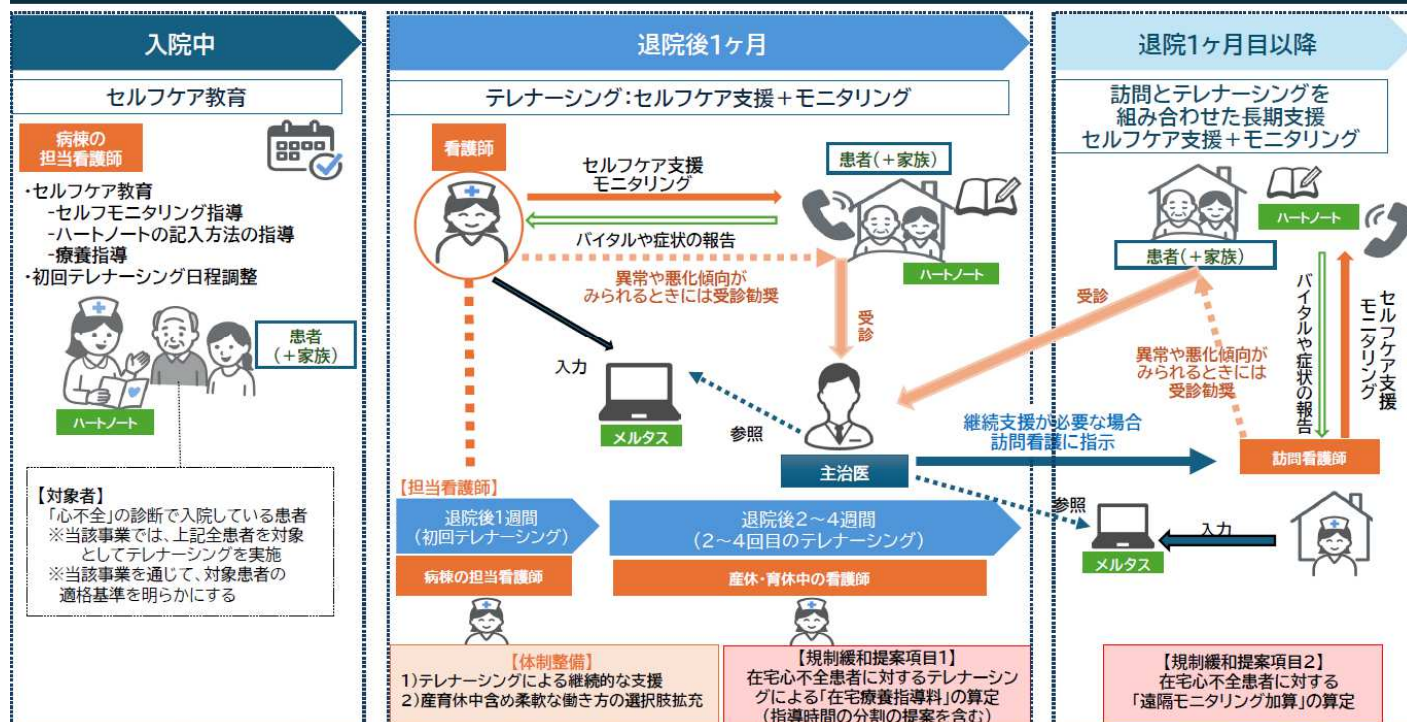
増加の一途をたどる心不全患者において、退院後 30 日以内の再入院率が著しく高いことが示されており、早期介入の重要性は明確である。本事業では、心不全患者に対するセルフモニタリング教育や支援をテレナーシング（遠隔看護）で行い、その介入プロセスや介入に資するツールを開発する。また、テレナーシングは、時間や場所に縛られない柔軟な働き方を可能とし、子育て中やフルタイム勤務が困難な看護師など、潜在的な人材の活用を促進できることから、地域医療における看護師不足の緩和と、持続可能な医療体制の確立につながることを期待される。

本事業により、心不全パンデミックへの具体的な対応と介入プロセスを提示し、さらに規制改革による支援策が講じられることで、心不全ケアの質を高め、地域医療の課題を構造的に解決していく。

②主な調査内容

- ・ 諏訪中央病院において、心不全患者の再入院予防を目的とするテレナーシング体制（下図のとおり）を試験的に実装し、テレナーシングを実施
- ・ 心不全患者に対する退院直後のセルフモニタリング教育や支援、病状の確認を遠隔で実施できる体制構築のプロセス、さらに心不全患者へのテレナーシングの介入プロセスを明らかにし、こうした体制の社会実装に向けた具体的な提案を策定

心不全テレナーシングのフロー



③規制・制度改革事項

- ・ 心不全患者へのテレナーシングに係る診療報酬の算定

(診療報酬の算定方法の一部を改正する告示(令和6年厚生労働省告示第57条))

等

2 大型ドローンでの山岳エリアの物資輸送サービス構築に向けた調査

①事業概要

ハヶ岳の山小屋では、燃料費高騰などに伴うヘリコプターを利用した物資輸送のコスト増加により、経営への影響が課題となっている。

本事業では、重量物の輸送が可能な大型のドローンによる山岳エリアでの物資輸送サービスを構築し、これにより、山小屋の経営リスクの低減、インバウンドなどの需要の変化への対応やサービスの高度化、地域経済の活性化を目指す。

また、ドローン航路を用いたドローン輸送により、安全性と効率性の両立を図るとともに、ドローン航路運営者が関係機関との飛行空間の調整・周知を担うことで、ドローン運航事業者の労務コストを削減し、運用の効率化にも寄与することを目指す。

②主な調査内容

- ・ ハヶ岳観光協会に加盟する山小屋を対象に、年間の物資輸送量、種類、輸送費用や頻度を調査し、現状と課題を把握する。特に、複数の山荘の物資を同時配送する効率化や、山荘や登山道の修復等に用いる資材の輸送について大型ドローンにより代替可能であるかを観点として調査
- ・ 現行の航空法に適合した大型ドローン(※)により、山荘まで物資を輸送(桜平駐車場⇒黒百合ヒュッテ)し、飛行環境の安全性、山荘における大型ドローンの安全な着陸や山荘スタッフへの物資の安全な引き渡し方法、登山道関係者への周知方法、総合的な経済性などを調査
- ・ 登山道や国有林などの周辺環境をデジタル化し、人が立ち入る可能性などのグラウンドリスクや、気象や電波などのエアリスクを評価し、大型ドローンを安全に飛行させるための航路をどこに整備するかを調査



③規制・制度改革事項

- ・ 「航空機製造事業法施行令（第1条）」で定められている、航空機として取扱われる総重量（機体本体、燃料、搭載物の合計）の規制を現行の 150kg から 600kg に引き上げる。

※現状の航空法では、飛行時の総重量（本体、燃料、運搬物含む）が 150kg 以上の場合、航空機と同等の基準（部品等の耐空証明や検査等）をクリアする必要がある、ドローンが 1 回で運搬できる物資の増量に大きな障壁となっている。

この航空機と同等の基準の適用を受ける総重量の規制を 600kg 以上まで引き上げることで、ドローンが航空機の法基準に捕われずに、より多くの物資を運搬できる体制を目指す。

項目	内容
機体形式	クアッド型マルチコプター
寸法	H848×L2,205×W1,990 mm
空虚重量	60kg
最大離陸重量	115kg
積載量+燃料重量	55kg 以下
航続時間(積載量)	7 時間(無積載時) 1 時間(積載量 50kg 時)
燃料タンク容量	30L
プロペラ	可変ピッチ式

